

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出) 要旨

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎対策事業債の対象経費を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、過疎地域の要件の追加

現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加する。

二、過疎対策事業債の対象経費の拡充

過疎対策事業債の対象施設に関し、次に掲げる施設を追加する。

1 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所

2 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの

3 一般廃棄物処理のための施設

4 火葬場

5 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設

6 公立の小学校又は中学校の屋外運動場及び水泳プール

7 市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール及び寄宿舎並びに市町村立の高等

学校の教員又は職員のための住宅及び生徒の通学を容易にするための自動車又は渡船施設

### 三、施行期日

この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。